

## 【裁判例紹介】

### 内部告発を行った労働者の解雇の有効性

- 大津漁業協同組合事件

(水戸地判令和6年4月26日・労働判例1319号87頁)

細川 慈子

Aiko Hosokawa



Profile

中村 信太郎

Shintaro Nakamura



Profile

- 【Point】**
- ・内部告発をした従業員に対する普通解雇について、有効性を基礎付ける客観的合理的な理由が認められず、当該解雇は無効であると判示した事例
  - ・企業の不祥事に係る報道は、多大な不利益を生むため、事業者の規模にかかわらず、内部通報制度を構築し、適切な運用を行うことが重要である
  - ・内部通報体制の構築・運用に当たっては、令和7年の通常国会に提出見込みである公益通報者保護法の改正案を把握するとともに、同法の保護の対象ではない内部告発も保護する裁判例の傾向も踏まえることが必要であり、専門家と相談して検討することが望ましい

#### 【事案の概要】

本件は、大津漁業協同組合（「Y 漁協」）に雇用されていた原告 X が、Y 漁協に普通解雇されたことに関し、解雇の無効を主張して労働契約上の権利を有する地位にあることの確認等を求めた事案です。Y 漁協は、X に対し、①X が週刊誌記者に、Y 漁協が茨城県作成の「しらす試験操業に係る漁獲物等の放射性物質分析結果について」と題する書面の記載を改ざんしたものとして、上記書面に書き込みがされた書面（「本件書面1」）を提供し、その旨を週刊誌に掲載させたこと（「告発1」）、②X が、Y 漁協の書庫内の書類を無断撮影の上、これを証拠として、かねてから妬みを持っていた上司らに刑事処分を受けさせる目的で、茨城県警察に対し、Y 漁協が補助金（「本件補助金」）を不正に受給したとの虚偽の告発をしたこと（「告発2」）を理由に解雇の意思表示をしたため（「本件解雇」）、本件解雇に解雇の有効性を基礎付ける客観的合理的な理由があったか否かが主な争点となりました。本判決は、事例判決でありながらも週刊誌や警察への内部告発を理由とする解雇の有効性を判断した点で意義があるため、本件解雇の論点に絞って紹介します。

#### 【判断の概要】

本判決は、本件解雇は客観的に合理的な理由を欠き、権利を濫用したものであるから、

無効であると結論付けました。

まず、告発1については、週刊誌の記事を「一般読者においては、Y 漁協が何らの根拠なく隠蔽目的で放射性物質分析結果数値を修正し、改ざんしたとの印象を抱くとまではいえず、Y 漁協の信用低下は仮にあるとしても限定的なものにとどまる」等と判示し<sup>2</sup>、告発1は本件解雇の有効性を基礎付ける客観的合理的な理由たり得ないと判断しました。

また、告発2については、X の認識を基礎とすれば、「Y 漁協が本件補助金を不正に受給しているのではないかと疑問を抱くことがおよそ不合理であったとまでいえるものではなく、X の告発が全く根拠を欠く不当なものであったとは認められない」等と判示し、告発2がおおよそ合理性を欠いていたということはできず、その内容においても公益通報としての側面を有していたことを併せ考慮すれば、本件解雇の有効性を基礎付ける客観的合理的な理由たり得ないと判断しました。

#### 【検討・コメント】

従業員が職務の内外を通じて得た企業の法令違反や社会的不正に関する非公知の情報を公的機関やメディア等の外部に通報すること（いわゆる内部告発）については、企業秘密の漏えいや企業の名誉・信用の毀損につながり得ることから、本来的には懲戒事由や解雇事由の対象となり得るものです。もっとも、

<sup>1</sup> 本件書面は、茨城県が作成し、平成24年8月10日頃、Y 漁協に送信した書面であり、生しらすと加工しらす製品の検査結果の一覧表及びそれを説明する本文とで構成された書面です。本件書面の本文中、①「かりり」（加工しらす製品）の検査結果の最高値である「68Bq/kg」との記載について、数値「68」が丸で囲まれ、「24」と手書きで訂正され、また、②しらす干しの検査結果の最高値である「24Bq/kg」との記載について、数値「24」の部分に「8.5」と手書きで訂正されていました。

<sup>2</sup> Y 漁協は X による虚偽の情報提供を主張しましたが、本判決は、書き込みの一部について Y 漁協による具体的な説明がなかったこと等を踏まえて、「合理的な理由なく Y 漁協の信用を毀損する行為であったということもできない」と判示しました。

公益通報者保護法（「本法」）では、通報者に不正の目的がない限り、通報対象事実<sup>3</sup>についての通報を公益通報として保護し<sup>4</sup>、「公益通報をしたことを理由として」行われる公益通報者に対する解雇は無効と定め（本法 3 条）、降格、減給その他の不利益な取扱い等も禁止しています（同法 5 条 1 項）。

加えて、本法の枠組みで保護されない内部告発であっても、裁判所は、①内部告発事実の真実性又は真実相当性、②内部告発の目的の公益性、③内部告発の態様の相当性<sup>5</sup>等を総合考慮して、内部告発が正当な行為と認められる場合には解雇・懲戒処分等の有効性は認められないとする見解（「内部告発者保護法理」）を採る傾向があります<sup>6</sup>。

本判決では、本法の適用は争点となっていませんが<sup>7</sup>、週刊誌記者に対する情報提供及び捜査機関への告発のいずれに関しても、本件解雇の客観的に合理的な理由たり得ないと判断しました。本判決は明示的に内部告発者保護法理と同様の枠組みを示しているわけではありませんが、本判決は X の認識していた事情を基礎として判断していることからすると、上記法理のうち①の真実相当性が考慮されていると理解することは可能です<sup>8</sup>。また、X が故意に虚偽の情報提供をしたとは認められず、各告発に先立って、X は Y 漁協の幹部らに対して不正の有無を追及した等の事情があったことを踏まえると、②の目的の公益性と③の態様の相当性も認められると考えられ

ます。したがって、本判決は従来の裁判例における内部告発者保護法理で考慮すべき事情は考慮されていると言えます<sup>9</sup>。

企業内の不祥事について外部機関に通報が行われた場合、報道による社会的信用の喪失、対応の経費、株価の下落等、企業には莫大な損害が生じ得ます。しかし、本法は企業内部での通報を外部機関への通報に優先することを義務付けておらず、いきなり外部機関に通報する者も、本法で保護され得ます。そのため、企業としては、まずは内部での通報を受けることにより自ら不祥事に対処し、予期できない報道等を回避するのが望ましいです。現状、本法において、内部公益通報の対応体制の構築が求められているのは常時使用する労働者の数が 300 人を超える事業者のみではありますが（本法 11 条 3 項参照）、事業者の規模にかかわらず、内部公益通報体制の構築をしておくことが重要といえます<sup>10</sup>。

なお、本法は、令和 7 年 1 月末時点で<sup>11</sup>、公益通報を理由とする解雇や懲戒に関して、(a) 事業者と意思決定に関与した個人の双方に対する刑事罰や(b)公益通報日から 1 年以内の解雇及び懲戒について公益通報との因果関係の立証責任を事業者に転換する方向で法改正が検討されています。そのため、本法の法改正の動向も踏まえ、専門家と相談して適切な内部通報体制の構築及び運用をすることが望ましいと考えられます。

以上

## 記事一覧に戻る

<sup>3</sup> 「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律」として公益通報者保護法や政令で定められた法律（及びこれに基づく命令）に違反する犯罪行為若しくは過料対象行為、又は最終的に刑罰若しくは過料につながる行為等を指します（本法 2 条 3 項）。

<sup>4</sup> ①（内部通報に該当する）労働提供先等への通報（本法 3 条 1 号）、②処分又は勧告等をする権限のある行政機関に対する通報（同条 2 号）、③その他の外部機関に対する通報（同条 3 号）の 3 つに区分して保護要件が定められています（同条）。

<sup>5</sup> 具体的には、従業員が企業内で不正行為の是正に努力したが改善されないなど、内部告発の手段・態様が目的達成のために必要かつ相当かという観点になります。

<sup>6</sup> 例えば、労働組合委員長による新聞記者への情報提供行為につき、公共の利害に関する事実にかかり、専ら公益を図る目的でなされたものであって、摘示された事実が真実であることが証明されたとして、出勤停止 10 日間の懲戒処分を無効とした帝産湖南交通事件（大阪高判平成 30 年 7 月 2 日 労判 1194 号 59 頁）や大学入試における不正疑惑を報道機関へ情報提供した行為につき、労働者が不正が行われたと信じるにつき正当な理由があったものと認められるとして、懲戒処分を無効とした公立大学法人岡山県立大学ほか事件（岡山地判平成 29 年 3 月 29 日 労判 1164 号 54 頁）等があります。

<sup>7</sup> 本件は令和 4 年 6 月の改正法施行前の事案ですが、当事者が公益通報該当性を主張しなかった理由としては、内部告発者保護法理の方が本法より広く内部告発が保護されることや、少なくとも告発 1 については通報対象事実該当しない可能性があること等が考えられます。

<sup>8</sup> 労判 1319 号 89 頁

<sup>9</sup> 他方で、告発 1 につき Y 漁協の信用低下が限定的であったことに触れている点は、企業の実害を考慮しており、重大な不正の告発により企業の信用が低下した場合には、告発者に不利な結論になりかねません。そのため、この点を他の案件でも考慮事情とすべきかは議論があると思われます。

<sup>10</sup> 上杉秋則「独禁法が示唆する公益通報者保護法改正の方向性と令和 6 年 8 月 7 日東京高裁判決の及ぼす影響」金融・商事判例 1706 号 3-15 頁参照

<sup>11</sup> 公益通報者保護制度検討会報告書-制度の実効性向上による国民生活の安心と安全の確保に向けて-（令和 6 年 12 月 27 日）